

気になる この用語

第61回

内山 理恵 Uchiyama Rie 日本化粧品工業会PL相談室室長、消費生活アドバイザー
日本化粧品工業会 (Japan Cosmetic Industry Association) は、化粧品などの製造業者、製造販売業者の約1,400社が加盟している団体。化粧品産業の健全な発展のため活動している

化粧品の表示

はじめに

皆さんが考える「化粧品」は、どのようなものでしょうか。化粧品といわれて、私たち一人一人が想像する製品はさまざまです。「メイクをしないから化粧品は使わない」という人もいるでしょうし、「顔は石けんで洗うから、化粧品は使っていない」という人もいるでしょう。

しかし、化粧品を規制する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、薬機法)では、化粧品を「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌^{ぼう}を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう」と定義しています。ファンデーションやアイシャドウ、化粧水や美容クリームだけでなく、石けんやシャンプーなども薬機法上は化粧品に分類されます。つまり、化粧品は、メイクアップや特別なスキンケアをする人だけのものではなく、老若男女問わず多くの人が、ほぼ毎日、肌や髪の毛に直接つけたり塗ったりして使用する、日常に密着した製品です。

化粧品の表示に関する法律と 公正競争規約

化粧品の外箱、容器に記載される内容は、その化粧品がどんなものであるかを知る貴重な情報源です。記載されている項目は、薬機法や化粧品の表示に関する公正競争規約で定められて

これから4回にわたって、薬機法などを参考にしながら、化粧品に関する用語を解説していきます。この連載が終わったときに、化粧品に対する皆さんの理解が深まれば幸いです。

います。日本国内で製造された製品だけでなく、海外から輸入された製品も、日本国内で流通させるためには、日本語で表示しなければなりません。外国語の上から日本語のシールが貼ってあったりするのはこのためです。

普段、何げなく見ている表示について、一つ一つ確認してみましょう。

製品に記載される項目

(1) 製造販売業者の氏名又は名称及び住所

化粧品は、「製造販売業者」(事業者)が安全性を確認し、品質を管理しています。製造販売業者の要件は薬機法で定められており、製造販売業者になるためには、国の許可を取らなければなりません。

私たちはこの表示を確認することにより、誰(どの事業者)が、製品に責任を持って市場に出し、販売後の製品を管理をしているかを知ることができます。

(2) 「製造販売届書」で届け出た製品の名称

化粧品の外箱や容器にはキャッチコピーなどのたくさんのワードが記載されていて、どれが製品名か分からなかったという経験はありませんか。「販売名」は薬機法に基づく承認を受けた名称又は届け出た名称です。例えば、事業者にお問い合わせをする際などには、製品に記載されている販売名を伝えると話がスムーズです。

(3) 製造番号または製造記号

ロット番号と呼ぶこともあります。事業者は、その製品がいつどこで製造されたか、いつ出荷された製品かなどをこの番号や記号で管理して

います。事故が起きた際の原因究明や市場からの回収のために利用されることもあります。

(4)全成分表示

邦文名で、原則、配合されているすべての成分名を配合量の多い順に記載しています。ただし、配合量が1%以下の成分は配合量の多い順によらず表示されている場合があります。また、配合成分に付随する成分で、その製品では効果を発揮しない成分(キャリアオーバー)などについては、その表示が省略されていることがあります。

アレルギーがある方や、過去に皮膚トラブルがあった方は、どのような成分が配合されているか確認することができます。

(5)使用期限

化粧品では、使用期限を表示することとしています。ただし、製造または輸入後適切な保存条件のもとで3年を超えて性状及び品質が安定な化粧品については記載が除外されています。

(6)内容量

濃い色の容器でどのくらい入っているかわからないときや、Aという製品とBという製品のどちらが多く入っているか知りたいときなどは、この内容量の表示を見るとよいでしょう。

ただし、内容量が10g又は10ml以下の「小容量化粧品」については、内容量表示を省略してもよいことになっています。

(7)種類別名称

買おうと思った化粧品が化粧水か乳液か、アイシャドウか眉墨かなど、化粧品の外身や販売名を見ただけではわからないことがあります。その化粧品が何なのか分からないことがないように、化粧品には、「化粧水」「クリーム」などの種類別名称が、括弧、枠組み、色替えなど目立つように表示されています。なお、「〇〇化粧水」など、販売名に種類別名称が含まれている場合もあります。

(8)原産国名

化粧品が国産品でない場合には、「原産国〇〇」「原産地〇〇」「製造〇〇」「〇〇製」「MADE IN O

〇」など、化粧品には、その化粧品を製造した事業所の所在する国の名称が表示されています。国産品の場合は、「国産」「日本製」又は「Made in Japan」などと表示されますが、明らかに国産品と分かる場合は、表示されていないこともあります。

ただし、海外で製造された場合でも、製品を日本の市場に出すときには、日本の法律や規制を守らなければなりません。国内で製造された製品と同様に、(1)の製造販売業者がその製品の安全性や品質を管理します。

(9)化粧品の使用上及び取扱い上の注意事項

化粧品は安全性や品質を一定に保つよう、薬機法などによって厳しく規制されていますが、使用方法や保管状況が適切でないと、期待した効果が得られないばかりか、肌トラブルの原因になることがあります。とても大切なことが記載されていますので、必ず、使用上及び取扱い上の注意事項を読んでから使用しましょう。

(10)問い合わせ先

製品に対する疑問について問い合わせたり、製品についての相談をしたりする場合の連絡先です。事業者は問い合わせがあった場合、正確かつ速やかに応答できる連絡先を表示しなければなりません。

このように、化粧品の外箱や容器には大切な情報が記載されています。肌トラブルにあった際などに解決の糸口になることもあります。「箱を捨ててしまって成分の名前が分からない」「容器を捨ててしまったので製品名が分からない」などのお声を聞くことがあります。特に外箱はすぐに捨ててしまいがちなので、製品を使い終わるまできちんと保管しておくように習慣づけましょう。

今回は、化粧品と医薬部外品(薬用化粧品)について解説します。

●より詳しい内容は次のURLからご覧いただけます。

日本化粧品工業会 <https://www.jcia.org/user/>

化粧品公正取引協議会 <https://www.cftc.jp/index.html>